

北条中学校自転車通学安全規則

「自転車通学許可」に係る主な交通ルール
(道路交通法施行規則から)

【家庭保存版】



加西市立北条中学校

() 年 () 組 氏名 ()

はじめに

☆自転車は軽車両であり車両の一部です。そのため、自他の安全確保のために、法律（道路交通法や道路交通法施行規則等）の適用を受けます。そのことは、「暴力行為」や「窃盗」が刑法上の罪として裁かれるように、「二人乗り」や「並進」もれつきとした触法行為であり、悪質な違反には、違反講習の受講義務（14歳以上）及び、罰金又は懲役の罰則や補導となる場合もあります。

しかし、何よりも、自他の命を守るために、最低限の交通ルールを身につけ、安全に登下校する意識を持ちましょう。

1 自転車の通行場所 (3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金)

■車道の左側通行。

■自転車通行可の歩道 (道路標識等で表示)

歩道の車道よりの部分の徐行と、歩行者保護が義務



◇北条中では安全な通学のため、狭い道路（下記区間等）での「歩行者」の左側歩行を指示しています。

- ・商店街（御幸・御旅・南町・本町）
- ・小学校～毛利書店～横尾～ダイソー
- ・芝自治～畠町内～学校
- ・市村町内 等、狭い道路

2 信号機に従う義務 (3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金)

■車道はもちろん、歩道走行時においても信号機に従う。

特に、歩道走行での左折時に注意が必要。



3 並進の禁止 (2万円以下の罰金等)

■他の自転車との並進の禁止。

4 二人乗り・片手運転・進路変更の禁止 (5万円以下の罰金等)

■自転車は、二人乗りをしてはいけない。

■自転車は、みだりにその進路を変更してはいけない。

■傘差し、携帯の通話等、片手運転の禁止。



5 ヘルメットの着用 (本校規定)

■もしもの場合の頭部保護のため、ヘルメットを着用。

6 一旦停止すべき場所 (3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金)

- 踏切の通過前。
- 一時停止線又は、「とまれ」表示・標識のある場所。

7 左折・右折の方法 (2万円以下の罰金等)

- 左折の場合：あらかじめ左により、道路の左端に沿って徐行。
- 右折の場合：交差点中央を横切らず、二段階右折で徐行。

※徐行：ブレーキをかけて、すぐに停止できる速度

8 交差点の通行 (3月以下の懲役又は、5万円以下の罰金)

- 状況に応じて他の車や歩行者に注意して、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
- 右折の場合：交差点中央を横切らず、二段階右折で徐行する。
- 左右の見通しの悪い交差点等は徐行する。

※本校では、交通量の多い交差点では、信号の有無に関わらず、一旦停止後、自転車を押して、歩行者として横断するよう指導しています。



9 整備不良自転車、ライトの点灯義務 (5万円以下の罰金等)

- 夜間はライトを点灯しなければならない。
- 反射板か尾灯を備えていない自転車の夜間運転は禁止。
- 警音器（ベル）の設置義務。また、指定された場所や危険防止以外に警音器を鳴らしてはいけない。
- 前輪・後輪にブレーキを備え付けていない自転車の運転は禁止。
- 「TSマーク付帯保険」加入の奨励。（努力義務）

10 その他

■危険な運転やルール・マナー違反に対する措置について

☆本校では、悪質なルール違反者に対しては、「**自転車通学許可の一時停止**」措置を行います。
この措置は、「罰則」ではなく、あくまでも自分の命を守るための措置であり、生徒の安全な登下校に対する自覚を高めていくためのものです。

保護者各位

自転車通学違反 連絡票

() 年 () 組 () 番 名前 ()

本校では、全生徒が安全に登下校できるよう生徒の意識改革に努めています。
しかし、残念ながら、お子様に交通ルール違反があり、今回、指導を行いました。
つきましては、お子様の安全に対する意識高揚と自覚を促すため、下記の要領により、自転車通学を一時停止させていただきます。
お子様の命を守るためにも、ご家庭でもご指導ご協力くださいますようお願いします。

《指導項目》

- 「二人乗り」による危険運転
- 「信号無視」による危険運転
- ヘルメットの着用義務違反
- 悪質な交通ルール違反
()
- その他
()

指導日時：()月()日()曜日
(時 分 頃)

指導場所：()
附近

()月()日から()月()日までの

〔3・5〕日間 自転車通学許可を停止します。

判別

「自転車通学安全規則」の違反に伴う許可の停止：期間()月()日から()月()日まで

内容を理解し、今後「自転車通学安全規則」を守り、安全に登下校を行います。

生徒名

保護者名

印

【参考】

自転車での事故で加害者となった例

- ・高2男子：登校時に下り坂でスピードを上げて走行中、高齢者と接触し被害者が転倒し死亡。**(損害賠償 1,054万円)**
- ・高1女子：傘差し運転中、T字路で自転車同士でぶつかり、相手側は大腿部を骨折した。**(損害賠償 505万円+罰金)**
- ・高2女子：夜間無灯火で携帯電話を操作しながら走行中、看護師の女性と接触。女性には重大な障害が残った。**(損害賠償 5,000万円+罰金)**
- ・中学生：中学生が無灯火で自転車を運転中、電柱の陰から出てきた老女と衝突。老女は頭部打撲による後遺障害が残る。**(損害賠償 3,120万円+罰金)**

※その他、中学生に関わる賠償においては、9,000万円以上の賠償を命じられた判例もある。

★中高生が自転車事故の加害者になった場合の損害賠償責任については、これまでの判例で**中高生には責任能力はある**とされている。従って、損害賠償金は原則、本人が就職して給料が貰えるようになってから支払う。しかし、民法714条では「責任弁済能力のない者の責任は、監督義務者がその責任を負う」としているため、被害者は、加害者の保護者に対して損害賠償請求をすることができる。

※加西市では、小・中学生に5,000万円（限度額）の賠償責任補償の保険に加入しています。（なお、法律違反が原因の事故には、自転車保険が適用されない場合もあります）